

表記の事項について、碧南市を甲とし、供給者又は受託者を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、甲によって特に免除された場合を除いて、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に納付するものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も、また同様とする。

4 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、届出、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は情報通信の技術を利用する場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更等)

第3条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、甲と乙が協議して書面により定める。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(完了の通知及び検査)

第4条 乙は、履行が完了したときは、速やかに甲に完了の旨を通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項に規定する完了の通知を受けたときは、その日から14日以内に完了の検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、仕様書の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、乙は、甲の指定する期間内に補正をしなければならない。

4 乙は、前項の補正をしたときは、直ちに甲に終了の旨を通知しなければならない。この場合において、第2項の規定を準用する。

(引換え又は手直し)

第5条 この契約が物品の購入である場合において、乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第2項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が引換え又は手直しのための期間を指定したときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において納入しなければならない。

4 前項の規定により乙から物品の納入があったときは、前条の規定を準用する。

(契約金の支払)

第6条 甲は、検査の完了後及び部分払の請求書を受領したときは、その日から工事請負の場合は40日以内、その他の場合は30日以内に契約金を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（次条第2項、第11条及び第13条第5項において「支払遅延防止法の率」という。）の利息を付して支払うものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 甲は前払金及び中間前払金の請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(一般的損害)

第7条 この契約の履行に関し契約期間中に発生した損害（第三者に与えた損害を含み、天災事変その他の不可抗力によって生じた損害を除く。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(賃貸借契約の取扱い)

第8条 この契約が賃貸借契約である場合、甲及び乙は、賃貸借契約に特有の事項については、賃貸借契約約款の例によりこの契約を履行するものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第9条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に関する紛争の解決を訴訟、調停及び和解によってすることとした場合の裁判所は、甲の所在地の管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第11条 この契約条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。定める。